

## 光市公告第15号

『「光」と「食」のわくわくフェスタ』イベント実施及び広報企画等業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和6年4月25日

光市長 市川 熙

### 1 業務名

『「光」と「食」のわくわくフェスタ』イベント実施及び広報企画等業務

### 2 業務内容

仕様書のとおり

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和6年8月31日まで

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業と同種のイベントの企画・運営に係る業務について、令和元年度以降に、受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から本業務の審査選定の日までの間のいずれの日においても、競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。

## 5 手続等

- (1) 『「光」と「食」のわくわくフェスタ』イベント実施及び広報企画等業務に係る公募型プロポーザル実施要項、仕様書、平面図、様式集及び評価基準（以下「実施要項等」という。）の入手方法

実施要項等は、市ホームページ（<http://www.city.hikari.lg.jp/>）から入手すること。

- (2) 参加表明書等の提出方法等

### ア 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

### イ 提出期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月7日（火）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

### ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

光市経済部観光・シティプロモーション推進課

(3) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出方法

5の(2)のアと同じ。

イ 提出期間

令和6年5月9日(木)から令和6年5月22日(水)までの日(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出場所

5の(2)のウと同じ。

6 評価及び選定

(1) 選定審査

『「光」と「食」のわくわくフェスタ』イベント実施及び広報企画等業務公募型プロポーザル選定委員会により行う。

(2) 選定審査方法

提出された参加表明書類及び企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

7 その他

(1) 本手続に関する照会窓口は、光市経済部観光・シティプロモーション推進課(電話(0833)72-1532)とする。

(2) その他詳細は、実施要項等による。